

太田市庁用封筒広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市で作成する庁用封筒（事業担当課において独自に作成する封筒を除く。）（以下「封筒」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告主の制限)

第2条 市長は、次に掲げる者を広告主としない。

- (1) 納付すべき市税等を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者（以下「暴力団等」という。）及び自己の法人その他の団体の役員等が、暴力団等である者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会通念上好ましくない行為を行ったことが確認された者など、広告主として適当でないと認められる者

(掲載広告の要件)

第3条 封筒に掲載する広告の内容及び表現は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 公共性、公益性及び品位を損なうおそれのないものであること。
- (2) 市内の産業の発展に資するものであること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当しないものであること。
- (4) 消費者金融、出資金募集、マルチ商法、債権取り立て等に関する広告でないこと。
- (5) 青少年の健全育成に支障がないものであること。
- (6) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るものでないこと。
- (7) 公の秩序又は善良な風俗に反しないものであること。
- (8) 法令等に反しないものであること。
- (9) その他公益上特に必要があると市長が認めるものであること。

(広告の枠数及び掲載位置)

第4条 広告の枠数及び掲載する位置は、日本工業規格で規定する長形3号の封筒（以下「長3封筒」という。）にあつては裏面6枠、角形2号の封筒（以下「角2封筒」という。）にあつては裏面8枠とする。

(広告掲載料の額)

第5条 広告掲載料は、長3封筒にあつては1枠8万円、角2封筒にあつては1枠4万円とする。

(印刷枚数及び掲載期間)

第6条 市長は、広告を掲載する封筒の印刷枚数を年度ごとに決定する。

2 広告の掲載期間は、概ね1年間とする。ただし、掲載期間中に前項に規定する印刷封筒の在庫がなくなったときは、この限りでない。また、使用開始から1年を超えた時点で封筒に残数がある場合には、短期間に限りその封筒を使用できるものとし、次期の封筒は適切な時期に使用開始するものとする。

(広告募集方法)

第7条 広告募集は、広報おおた及び太田市ホームページに掲載して行う。

(広告の申込み)

第8条 封筒に広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、庁用封筒広告掲載申込書兼誓約書(様式第1号)(以下「申込書」という。)に太田市税等納付照合票(様式第2号)を添えて指定の期限内に市長に申し込むものとする。ただし、申込書中の「3掲載内容」(広告のデザイン原稿)の取扱いについては、申込書の提出後であっても広告のデザイン原稿の変更ができるものとする。

(広告掲載者の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申込みを受理したときは、その内容を審査し、広告を掲載する者(以下「広告主」という。)を決定するものとする。ただし、第3条に掲げる広告の要件を満たす申込者の数が掲載するべき枠数を超えるときは、公開抽選により広告主を決定するものとする。

2 前項ただし書の規定による抽選は、申込者(申込者が欠席した場合にあつては職員)にくじを引かせる方法により行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により広告主を決定したときは、庁用封筒広告掲載決定通知書(様式第3号)又は庁用封筒広告不掲載決定通知書(様式第4号)により申込者に通知するものとする。

(掲載位置の決定)

第10条 市長は、広告の掲載位置を公開抽選により決定するものとする。

2 前項の規定による抽選は、広告主(広告主が欠席した場合にあつては職員)にくじを引かせる方法により行うものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、広告掲載料を市長が指定する日までに一括して納付するものとする。

(広告掲載料の不還付)

第12条 納付された広告掲載料金は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(掲載の取消し)

第14条 市長は、広告の掲載上支障があると認めるとき、又は広告主が広告掲載料を指定する日までに納付しなかったときは、当該広告の掲載を取り消すことができる。

2 広告主は、市長が前項の規定に基づき広告の掲載を取り消したときは、当該取消し等に伴う広告掲載封筒の補正等に要する経費を負担するものとする。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月18日から施行する。